

公園清掃ボランティア制度要綱

令和3年4月1日
建設局長 決定

(目的)

第1条 この要綱は、公園における奉仕活動を行う団体等に関して必要な事項を定めることにより、まちの美化と健全な地域コミュニティの発展育成の場として資することを目的とする。

(構成団体等)

第2条 公園清掃ボランティアを構成する団体等は次の各号に該当する団体とする。

- (1) 自治会、婦人会、老人会、子供会等の公共的団体を母体とする団体
- (2) 公園等における奉仕活動を行おうとするボランティア団体又はNPO並びに企業内のボランティアグループなど
- (3) その他、市長が適当と認める団体

(対象区域)

第3条 対象区域は建設局が所管する次の各号に該当する区域とする。なお、すでに「まちの美緑花ボランティア」として認定している区域を除く。

- (1) 都市計画法に規定する都市公園（確実に都市公園となるものを含む。）
- (2) その他、市長が適当と認める区域

(活動内容)

第4条 公園清掃ボランティアの活動内容は、公園を清潔で安全に利用できるよう、次の各号に定めるものとする。

- (1) 月1回以上の清掃
- (2) 建設事務所への通報、連絡調整
- (3) その他の公園清掃ボランティアの目的達成のために必要な活動

(結成手続)

第5条 公園清掃ボランティアを結成しようとする団体の代表者は、「公園清掃ボランティア組織結成届」（様式第1号）、公園清掃ボランティア規約及び「公園清掃ボランティア活動計画書」（様式第2号）を市長へ提出し、結成の承認を受けるものとする。

- 2 公園清掃ボランティアは、1つの公園に1つの公園清掃ボランティアとする。ただし、特別の事由がある場合はこの限りではない。
- 3 市長は「公園清掃ボランティア結成届」を受理したときは、速やかに適当な団体かどうかを審査し、適当と認めるときは「公園清掃ボランティア組織認定書」（様式第3号）を交付する。

(活動実績報告)

第6条 公園清掃ボランティアは毎年度の活動終了後速やかに、活動実績報告書（様式第

4号)を市長に提出しなければならない。

(報償金の交付)

第7条 市長は公園清掃ボランティアの活動に対する報償金として、報告書に基づき活動内容を審査したうえで、次の額を交付することができる。

- (1) 報償金の交付額は、基本額及び面積割額の合算額とする。
- (2) 基本額は、一団体につき年額10,000円とする。
- (3) 面積割額は、活動面積に応じ1㎡当たり2円として計算して得られた額(100円未満切り捨て)とする。
- (4) 前項の規定にかかわらず、活動面積が5,000㎡を越える場合においては、面積割額を10,000円とする。

2 年度途中で新たに発足もしくは廃止した公園清掃ボランティアへの報償金の算出については、活動が確認された月数に応じて月割計算(1月未満の端数切り捨て)によるものとし、算出した額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

3 市長は、公園清掃ボランティアが年度の途中で解散した場合は、年度の途中において団体の活動が確認された月までの報償金を支払うことができる。

(報償金の交付制限等)

第8条 市長は、次の各号に該当する場合は、所管の建設事務所長の意見を聞いて、報償金の全部又は一部を交付しないことができる。

- (1) 報告書に要綱に定められた活動内容の記載がない場合
- (2) 報告書の記載に虚偽があると認められた場合
- (3) 活動内容が公園清掃ボランティアの活動趣旨に反すると認められる場合

2 市長は、前項の規定により報償金の全部又は一部を交付しない場合は、公園清掃ボランティアを代表するもの(以下「会長」という。)に対し理由を付してその旨を通知するものとする。

(届出事項)

第9条 会長は次の各号の一に該当するときは、市長に届け出なければならない。

- (1) 公園清掃ボランティアの認定内容に変更があったとき(様式第5号)
- (2) 公園清掃ボランティアを廃止するとき(様式第6号)
- (3) 公園清掃ボランティア活動を休止するとき(様式第7号)
- (4) 公園清掃ボランティア活動を再開するとき(様式第8号)

2 公園清掃ボランティアの構成団体に変更があった場合は、現に認定されている公園清掃ボランティアを廃止し、改めて公園清掃ボランティアの認定申請を行うものとする。

(報告)

第10条 市長は、公園清掃ボランティアに対して、報償金の執行状況について、報告を求めることができる。

(関係書類の整備)

第 11 条 公園清掃ボランティアは、第 6 条に定める活動報告書等を当該活動の完了、又は廃止の日の属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間をいう。）の翌年度から起算して 5 年間保存するよう努めなければならない。

（施行細目）

第 12 条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、建設局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱施行後も、令和 3 年度中においては、施行前の様式についても、有効なものとして取り扱うものとする。